

平成 26 年度厚生労働省委託事業
危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査

家内労働の安全衛生推進のための方策等

検討報告書

平成 27 年 3 月



目次

1. はじめに	1
2. 家内労働者の災害防止に係る問題点等	1
3. 家内労働者の災害防止に係る課題	4
4. 家内労働の安全衛生推進のための方策案	6
【参考】個々の方策案の内容	8

1. はじめに

本報告書は、「平成 26 年度厚生労働省委託事業 危険有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査」において、委託者・事業主団体に対する訪問調査および家内労働者に対するヒアリング調査の調査報告書を基に、危険有害業務に従事する家内労働者の自主的な安全衛生推進のための方策等を検討した内容をまとめたものである。

2. 家内労働者の災害防止に係る問題点等

家内労働者の数は全国的に減少し続けており（厚生労働省「家内労働概況調査」によれば、家内労働法が制定された昭和 45 年以降、家内労働者数は、昭和 48 年の 1,844,400 人をピークとしてその後減少が続いており（図 1）、平成 25 年は 117,333 人）、危険有害業務に従事する家内労働者数も同様である（近年では平成 17 年以降減少が続いており（図 2）、平成 25 年は 12,308 人）。また調査報告書 18 ページに記載のとおり、家内労働の危険有害性は、機械や材料の改良等により低下してきている。このため、家内労働における災害発生の絶対数は減っていくことが予想される。他方、本調査においても、近年の災害発生が確認されたところであり、災害発生のリスクは依然として存在しているものと考えられる。

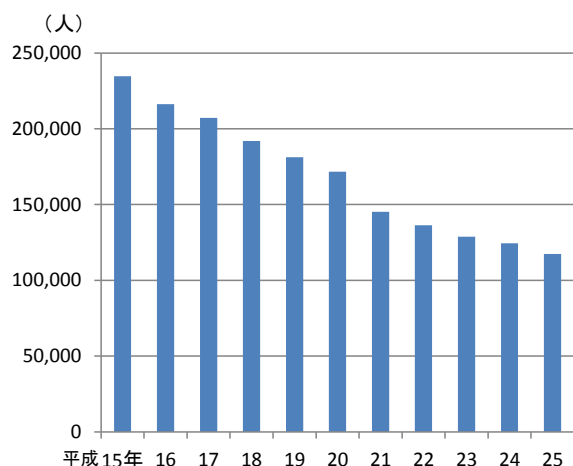


図 1 近年の家内労働者数の推移

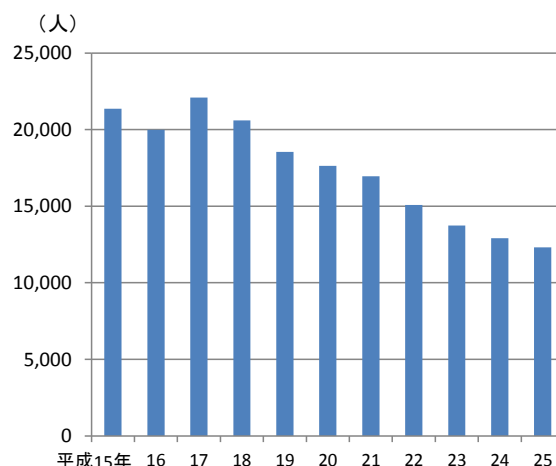


図 2 危険有害業務に従事する家内労働者数の推移

家内労働者の安全衛生の確保のためには、委託者、家内労働者それぞれが、業務の危険有害性と、家内労働法上の安全衛生措置およびその他の災害防止対策について十分な認識を持ち、自ら積極的に、災害防止に取り組むことが求められるが、本調査の結果、委託者・家内労働者において必ずしもそれがなされていない現状が明らかとなった。

本調査結果に基づき、今後、家内労働者の災害の発生を一層減らしていくにあたっての問題点、更なる改善余地のある点を以下に述べる。

(1) 家内労働法の不遵守

- 調査報告書 13、15 ページに記載のとおり、委託者および家内労働者において、家内労働法に規定された安全衛生措置の義務規定が遵守されていない例がある。
- 家内労働による災害の防止のためには、法に規定された安全衛生措置のうち努力義務についても遵守することが有効であるが、調査報告書表 4、表 5 に示したとおり、必ずしも遵守されていない状況である。

(2) 家内労働法以外の災害防止措置の未実施

- 家内労働法で定められた安全衛生措置は、災害防止のための最低基準であり、更なる災害防止のためには、法に規定された以外の対策*の実施も重要であるが、委託者および家内労働者等において、これらの対策の実施を行っていない者が見られる。
※ 例えば本調査で見られたものとしては、法に規定された以外の保護具（保護眼鏡、安全靴等）の着用、自治体による一般健康診断の受診、消火器の設置、機械・装置の点検・修理、整理整頓・清掃等がある。
- 家内労働法に規定された以外の災害防止措置の一つとして、家内労働者が使用する、家内労働者に危害を及ぼすおそれのある機械・器具や原材料自体の安全化や、安全防護装置の高度化が挙げられる。使用する機械・器具や原材料自体の危険有害性の低減等は、災害防止のために非常に効果的であり、更なる推進の余地がある。
- その他の、法に規定された以外の災害防止措置としては、調査報告書 6～11 ページの表の最右列に記載した対策などがある。

(3) 家内労働法等に関する知識の欠如・不足

- 家内労働法の不遵守は、法令知識の欠如・不足が主な原因と思われる。家内労働者にあつては、自らが家内労働者であると認識していない場合、家内労働者であることは認識していても家内労働法の内容を知らない場合等があると考えられる。
- また、家内労働法に規定された以外の災害防止措置を講じるためには、業務の危険有害性および安全衛生対策に関する知識が必要であるが、これが十分でない者が見られる。調査報告書 14 ページに記載のとおり、とりわけ内職的家内労働者（以前専門的家内労働者であった者*を除く）において、その可能性が高い。
※ 元々は専門的家内労働者であった者が、年金受給開始年齢となり、定義上、内職的家内労働者となった者をいう。

(4) 安全衛生意識等の欠如等

- 仮に業務の危険有害性および家内労働法の規定を認識していても、安全衛生に対する意識、災害防止への意識が低いため、災害防止措置を十分に講じていない者がある。
- 実際、本調査では、更なる安全衛生対策を講じる余地があると見受けられる家内労働者が多く見られたが、大多数の家内労働者は、対策の必要性を感じていない。
- また本調査では、家内労働者の半数以上が過去にヒヤリハット・災害を経験しているにもかかわらず、委託者の9割近く（26者中23者）が、過去に家内労働者のヒヤリハット・災害発生を聞いていない。このことは、委託者が、家内労働者の災害防止意識を持てなくする理由の一つと考えられる。（なおこの差の原因は、ヒヤリハットや軽度のケガ等については家内労働者が委託者に伝えていないこと、家内労働者の疾病・症状については委託者が認識していたとしても、それが委託作業に起因するものと考えていないこと等が考えられる。）
- 委託者および家内労働者において、安全衛生意識、災害防止意識が乏しいことの要因としては、過去にヒヤリハット・災害を経験していない、聞いていないことのほか、長年の委託・作業による慣れ等が考えられる。

(5) 資源上の制約および委託者と家内労働者の関係性上の問題

- 委託者の中には零細企業も多く、独力で法令の遵守体制を整えたり、家内労働者への指導援助を行うことが難しい者がある。また家内労働者においては、工賃収入も限られる中、安全衛生設備の設置等を行う余裕のない者があると考えられる。
- 委託者の中には、自らと同等またはそれ以上の業務知識、技能、経験を有し、自主独立した専門的・家内労働者に対し、業務の危険有害性や安全な作業方法について書面を交付して伝えたり、設備設置や健診受診について指導援助を行うことを憚る者がある。

(6) 更なる実態把握の必要性

- 家内労働には様々な形態があり、その全般的な実態把握は困難であるうえ、委託状況届を提出していない委託者もかなりある（本調査では、調査した委託者の32.0%が未提出）が、安全衛生に関する実態把握は、対策樹立の基礎となるものであることから、実態把握をさらに推進する必要がある。
- 委託者が委託状況届を提出していない要因としては、法令知識の欠如、法の理解不足（家内労働者の定義を理解しておらず、委託先が家内労働者であると認識していない等）、失念（法遵守体制の未整備を含む）、故意などが考えられる。

3. 家内労働者の災害防止に係る課題

- (1) 家内労働法における安全衛生措置、業務の危険有害性等に関する認識・理解の向上
- 家内労働法に定める安全衛生措置の遵守は、家内労働者の災害の発生を防止するための基本的事項であるが、遵守されていない例が見られる。家内労働法の不遵守の背景は、法令の認識・理解不足が大きいため、委託者および家内労働者の、家内労働法における安全衛生措置の認識・理解を促進させるとともに、各措置の遵守状況の自主点検・実施につき、推進・指導等を徹底することが必要である。
 - 委託者および家内労働者の中には、家内労働法の安全衛生措置の他にも災害防止対策の余地があるにもかかわらず、業務の危険有害性や安全衛生対策に関する知識が十分でなく、これを行っていない者もあることから、委託者および家内労働者における、業務の危険有害性や安全衛生対策に関する知識の向上を図ることが重要である。
 - 家内労働法に規定された措置以外の災害防止対策については、効果の程度や負担の大きさ等を考慮したうえで、危険有害業務の種類・内容ごとに、具体的な対策内容を示すことが望ましい。
- (2) 家内労働における災害防止意識の高揚
- 委託者および家内労働者の中には、家内労働における安全衛生に対する意識、災害防止への意識が乏しい者が見られるため、広報活動等により、家内労働における災害防止意識の高揚を図ることが必要である。
- (3) 各主体による自主的災害防止措置の促進
- 家内労働者の中には、資源上の余力がなく、安全衛生設備の設置等を行うことが難しい者もあると考えられることから、委託者は、家内労働法上も、設備設置や健康診断受診について家内労働者への必要な援助に努めることとされており、家内労働者が安全衛生設備を設置し、また特殊健康診断を受診することができるよう援助を行うことが望まれ、これを促進することが有効である。
 - また、上記のような努力義務は課されていないが、家内労働者と委託者の雇用に準じた関係性を考慮すると、委託者が家内労働者よりも知識・情報を有している場合などには、提供する機械・原材料等の安全化、作業環境測定の実施、保護具の支給のほか、委託者が、家内労働者が安全に作業できるための様々な指導援助を行うことが望まれ、これを促進することが有効である。
 - このとき、前述のとおり、内職的家内労働者は委託者に対し受身的である場合が多いため、委託者が直接的に関与して指導援助することが有効であると考え

られる一方、専門的・家内労働者はより自主独立的である場合が多いため、委託者を介した指導援助に加えて、家内労働者が加入する団体を介した指導援助、情報提供等が有効と考えられ、これを促進することが望まれる。家内労働者の団体が存在しない場合は、家内労働者のネットワーク化を図ることが有効と考えられる。

- また、委託者の中には、規模も小さく独力で家内労働者への指導援助を行うことが難しい者もあることから、委託者が加入する団体が、委託者への周知・情報提供、指導等を行うことにより、構成員である委託者を支援することや、行政等による委託者への支援、家内労働者への指導援助も必要であり、これを促進・拡充することが有効である。
- 家内労働者の災害防止にあたり、委託者、家内労働者、委託者や家内労働者が加入する団体以外の者（例えば最終製品を製造する大企業等）による役割についても、今後検討が望まれる。

(4) 実態把握の強化と地域・業種に応じた対応

- 家内労働の安全衛生対策を適切に推進するためには、まず、安全衛生に関する実態をはじめ家内労働の全般的な実態把握をさらに進める必要がある。
- 実態把握の基礎となる委託状況届および家内労働死傷病届の提出の徹底を図るとともに、都道府県労働局を含めた各関係者の協力を求め、把握の方法を工夫することにより、作業実態、災害発生状況等の実態把握をより一層推進することが望まれる。
- 家内労働における全体的な安全衛生の水準は、作業内容、従事時間、作業環境から見て、かつてと比較して向上していると思われるものの、地域・業種によって、作業の危険有害性に差が生じると考えられる。そのため今後は、家内労働の全体的な安全衛生水準の底上げのほか、危険有害性が相対的に高い業務に従事する家内労働者が多い地域・業種を特定し、その地域・業種に応じた、きめ細かい対応を行っていくことが望ましい。

4. 家内労働の安全衛生推進のための方策案

家内労働者の災害防止に係る問題点等および課題を踏まえ、危険有害業務に従事する家内労働者の安全衛生推進のための方策案を以下に述べる（個々の方策案の内容については、巻末の【参考】も参照のこと）。

(1) 家内労働法等の周知・広報の方策

- 家内労働法の周知については、「家内労働のしおり～家内労働法の概要について～」があるが、しおりの内容が専門的で多岐に渡っており、容易に家内労働者が理解できるものと言いつい難い状況にある。また、現在、しおりは都道府県労働局に配布しているが、家内労働者および委託者がしおりを保有していない事例も見られることから、その配布方法についても見直しが必要である。
- このため、家内労働者や委託者における、災害防止に関する認識・理解の向上、意識の高揚のための方策として、家内労働における業務の危険有害性、家内労働法上の安全衛生措置を含む災害防止対策等について、周知・広報を行うことが重要である。具体的には、広報誌、パンフレット、ポスター、リーフレット等の広報資料を作成し、委託者や家内労働者、委託者や家内労働者が加入する団体に配布すること等が考えられる。周知・広報する内容としては、家内労働における業務の危険有害性、災害事例、家内労働法に定められた安全衛生措置その他の災害防止対策等が考えられる。
- 家内労働者にあつては、自らが家内労働者であると認識していない場合もあるため、広報資料に、家内労働者に該当するかないかを判定するための情報（チェックポイント）を記載し、委託者等を通じて家内労働者に配布することで、自己認識を促すことが有効と考えられる。
- その他の周知・広報の方策としては、例えば、委託者や事業主団体等に望まれる家内労働者への指導援助の内容等を記載したハンドブック（手引き）の作成・配布、安全衛生講習会等の実施、家内労働安全週間の実施、家内労働者等が行う災害防止活動に対する助成制度や家内労働者に対する融資制度の周知、委託状況届の提出励行に係る周知・広報が挙げられる。

(2) 実態把握強化のための方策

- 家内労働の実態把握強化にあつては、委託状況届の提出の徹底が求められる。その方策として、前項の周知・広報のほか、提出忘れの防止のため、委託者に対し委託状況届の用紙を送付することが有効と考えられる。送付先については、都道府県労働局が把握している委託者のほか、現に把握されていない委託者もあることから、委託者が加入する団体を通じ、委託者と思われる企業に対し一

齊送付することも考えられる。

- 家内労働の災害防止のための方策を効果的に講じていくためには、どの地域・業種において危険有害業務が多く行われているか、各地域・業種における専門的
家内労働者・内職的家内労働者はどのような割合か等の実態を把握することが重要であるが、委託状況届の様式では、こうした情報は必ずしも把握できない。委託状況届に、危険有害業務の委託状況や委託する家内労働者の属性に関する記載項目を追加するなど、様式を工夫することが、実態把握強化に有効と考えられる。

(3) 委託者、家内労働者、事業主団体等以外の主体の役割の検討

- 各主体による自主的災害防止措置の促進のための方策として、委託者、家内労働者、事業主団体等以外の民間の主体が、家内労働者の災害防止について役割を担える余地がないか（例えば、最終製品の製造事業者が、製品の原材料として、より危険有害性の少ないものを使用するよう指定する等）を検討していくことが必要である。具体的には、家内労働者が製造する物品のサプライチェーン関係者、委託者のステークホルダー（株主、地域社会等）等の実態を調査し、委託者や家内労働者への関与の可能性、考えられる役割について検討することが考えられる。

(4) 危険有害性が相対的に高い地域・業種への対応検討

- 地域・業種に応じた対応のための方策として、家内労働死傷病届の分析や、(2)の委託状況届による把握の取組み等により、危険有害性が相対的に高い作業に従事する家内労働者が多い地域・業種を特定し、その地域・業種に応じた対応を検討することが必要である。具体的には、危険有害性が相対的に高い作業に従事する家内労働者が多い地域・業種の特定方法を検討・実施すること、当該地域・業種における有効な災害防止対策を検討すること、検討した対策を展開すること等が考えられる。

以上

【参考】個々の方策案の内容

1. 家内労働法等の周知・広報の方策

方策(1) 家内労働における危険有害性、家内労働法上の安全衛生措置を含む災害防止対策等の周知・広報

→課題との対応：(1), (2), (4)

<概要>

- 家内労働者や委託者の、災害防止に関する知識の向上、災害防止意識の高揚のため、家内労働における危険有害性、家内労働法上の安全衛生措置を含む災害防止対策等について、広報資料やインターネットを通じ、周知・広報を実施する。

<対象者>

- 委託者
- 家内労働者
- 委託者や家内労働者が加入する団体

<媒体>

- 広報誌、パンフレット、ポスター、リーフレット等の広報資料
(参考例) 厚生労働省『家内労働のしおり』、
東京労働局『家内労働法を守りましょう！(家内労働法の概要)』等
- ▶ 広報資料は、国が作成・発行するほか、委託者や家内労働者が加入する団体が作成・発行すること(既存の組合報への掲載を含む)も考えられる。
- 国、委託者や家内労働者が加入する団体のウェブサイト、ソーシャルメディア、メールマガジン

<広報方法>

- 委託者に対しては都道府県労働局および委託者が加入する団体を通じて、家内労働者に対しては委託者および家内労働者が加入する団体を通じて、委託者や家内労働者が加入する団体については都道府県労働局を通じて、広報資料を配布する。
- 国、委託者や家内労働者が加入する団体のウェブサイト、ソーシャルメディア、メールマガジン等に広報内容を掲載する。また、広報資料の電子ファイルをウェブサイトに掲載し、ソーシャルメディア、メールマガジン等で周知する。

<広報内容>

- 家内労働者の定義・チェックポイント、家内労働者に該当する/該当しない具体例
- 委託者の定義、委託者に該当する/該当しない具体例
- 家内労働者における災害事例
- 家内労働において使用される機械設備、材料等や作業の危険有害性（リスク）
- 家内労働法における安全衛生措置の内容
- 安全衛生措置を遵守するための具体的方策（例：保護具や局所排気装置の種類）
- 家内労働法に規定されているもの以外の安全衛生措置の例
- 法遵守状況、安全衛生状況の自己点検のためのチェックリスト
- 労災保険特別加入制度の内容・利点 など

方策(2) 「委託者向けハンドブック（手引き）」、「事業主団体等向けハンドブック（手引き）」の作成・配布

→課題との対応：(1), (3)

<概要>

- 委託者は、家内労働法上、設備設置や健康診断受診について家内労働者への必要な援助に努めることとされている。また、このような努力義務は課されていないものであっても、家内労働者が安全に作業できるための様々な指導援助を行うことが望まれる。委託者が家内労働者の指導援助をできるように、家内労働者に対して委託者が行うことが望まれる指導援助の内容をまとめたハンドブック（手引き）を作成し、配布する。
- 家内労働者へは、委託者からの指導援助に加えて、家内労働者が加入する団体からの指導援助が有効と考えられる。また、委託者が加入する団体から委託者に対して、委託者がどのような指導援助をすることが望まれるかについて周知・情報提供していくことも、家内労働者の災害防止に有効と考えられる。委託者や家内労働者が加入する団体がこれを実施するためのハンドブック（手引き）を作成し、配布する。

<対象者>

- 委託者
- 委託者や家内労働者が加入する団体

<ハンドブック（手引き）の配布方法>

- 「委託者向けハンドブック（手引き）」は、都道府県労働局および委託者が加入する団体を通じて配布する。また、国、委託者や家内労働者が加入する団体の

ウェブサイトにハンドブック（手引き）の電子ファイルを掲載し、ソーシャルメディア、メールマガジン等で周知する。

- 「事業主向けハンドブック（手引き）」は、都道府県労働局を通じて配布する。また、国等のウェブサイトにハンドブック（手引き）の電子ファイルを掲載し、ソーシャルメディア、メールマガジン等で周知する。

<ハンドブック（手引き）の内容>

①「委託者向けハンドブック（手引き）」の内容

- 家内労働者の定義・チェックポイント、家内労働者に該当する/該当しない具体例
- 委託者の定義、委託者に該当する/該当しない具体例
- 家内労働者における災害事例
- 家内労働において使用される機械設備、材料等や作業の危険有害性（リスク）
- 家内労働における災害防止にあたっての委託者の役割
- 家内労働法で定められている家内労働者への援助の内容
- 家内労働法で定められているもの以外の家内労働者への援助の例
 - 提供・貸与する機械・原材料等の安全化
 - 作業環境測定の実施
 - 健康診断の実施
 - 保護具の支給
 - 労災保険特別加入の保険料負担 等
- 委託者における家内労働者に対する指導援助の好事例 等

②「事業主団体等向けハンドブック（手引き）」の内容

- 家内労働者の定義・チェックポイント、家内労働者に該当する/該当しない具体例
- 委託者の定義、委託者に該当する/該当しない具体例
- 家内労働者における災害事例
- 家内労働における災害防止にあたっての事業主団体等の役割
- 家内労働法における家内労働者が実施すべき安全衛生措置の内容
- 家内労働者が安全衛生措置を遵守するための具体的方策（例：保護具や局所排気装置の種類）
- 家内労働法に規定されているもの以外、家内労働者が実施する安全衛生措置の例
- 家内労働法で定められている、委託者が実施すべき家内労働者への援助の内容
- 家内労働法で定められているもの以外、委託者が実施する家内労働者への援助の例
 - 提供・貸与する機械・原材料等の安全化

- 作業環境測定の実施
- 健康診断の実施
- 保護具の支給
- 労災保険特別加入の保険料負担 等

方策(3) 安全衛生講習会／家内労働法講習会の実施

→課題との対応：(1), (2), (4)

<概要>

- 家内労働者や委託者の、災害防止に関する知識の向上、災害防止意識の高揚のため、講習会を開催する。

<対象者>

- 委託者
- 家内労働者
- 委託者や家内労働者が加入する団体

<主催者>

- 国等
 - 国等が実施する場合は、都道府県労働局が実施する、最低工賃等に係る説明会などの場を利用することが考えられる。
- 事業主団体
- 災害防止関係団体

<講師>

- 国等の担当官
- 家内労働安全衛生指導員
- その他の専門家・有識者（例：労働安全/衛生コンサルタント）

<内容>

- 家内労働者における災害事例
- 家内労働において使用される機械設備、材料等や作業の危険有害性（リスク）
- 家内労働法における安全衛生措置の内容
- 安全衛生措置を遵守するための具体的方策（例：保護具や局所排気装置の種類）
- 家内労働法に規定されているもの以外の安全衛生措置の例
- 労災保険特別加入制度の内容・利点 など

方策(4) 家内労働安全週間の実施

→課題との対応：(2)

<概要>

- 年に1回程度、1週間程度の期間を設定して実施主体が広報することで、対象者の災害防止意識の高揚を図る。

<対象者>

- 委託者
- 家内労働者
- 委託者や家内労働者が加入する団体

<実施主体>

- 都道府県労働局

<広報方法>

- ポスター、リーフレットを作成して対象者に配布する。
- 委託者に対しては都道府県労働局および委託者が加入する団体を通じて、家内労働者に対しては委託者および家内労働者が加入する団体を通じて、委託者や家内労働者が加入する団体については都道府県労働局を通じて配布する。
- 国、委託者や家内労働者が加入する団体のウェブサイトを作成した広報資料を掲載し、ソーシャルメディア、メールマガジン等で周知する。

<ポスター、リーフレット内容>

- ポスター
 - 家内労働安全週間である旨
 - 安全を啓発する標語（スローガン）
- リーフレット
 - 家内労働者における災害事例
 - 家内労働法における安全衛生措置の内容 等

方策(5) 家内労働者等が行う災害防止活動に対する助成制度の周知

→課題との対応：(3)

<概要>

- 家内労働者や委託者の中には、資源上の余力がなく、災害防止活動を行うことが難しい者もあると考えられることから、地方公共団体等が現在実施している、家内労働者または委託者が安全衛生設備の設置または補修、特殊健康診断の受診、保護具の購入等の災害防止活動を行った際の費用の一部または全部を助成する制度を周知する。

<対象者>

- 家内労働者
- 委託者

方策(6) 家内労働者に対する融資制度の周知

→課題との対応：(3)

<概要>

- 家内労働者の中には、資源上の余力がなく、災害防止活動を行うことが難しい者もあると考えられることから、地方公共団体等が現在実施している、家内労働者が、安全衛生設備等を購入するための資金を長期・低利で貸付ける制度を周知する。

<対象者>

- 家内労働者

方策(7) 委託状況届の提出に係る周知・広報

→課題との対応：(4)

<概要>

- 各種周知広報の機会において、委託状況届の提出の励行についても周知・広報する。

<対象者>

- 委託者
- 委託者が加入する団体

2. 実態把握強化のための方策

方策(8) 委託者に対する委託状況届の用紙の送付

→課題との対応：(4)

<概要>

- 本調査において、委託者に対し委託状況届の用紙が送付されている地域と、送付されていない地域とがあった。委託状況届の用紙の送付は、提出忘れの防止に効果的と思われるため、委託者に対し、都道府県労働局等より委託状況届の用紙を送る。

<送付時期>

- 提出期限（4月末）の前の3月頃

<送付先>

- 都道府県労働局が把握している委託者
- 現に把握されていない委託者もあるため、委託者が加入する団体を通じ、委託者と思われる企業に対し一斉送付することも考えられる。

方策(9) 委託状況届の様式の工夫

→課題との対応：(4)

<概要>

- 委託状況届（法定様式第2号）では、委託者が家内労働者に危険有害業務を委託しているかどうか、家内労働者が専門的家内労働者であるか内職的家内労働者であるか等が必ずしも把握できない。各地域・業種において家内労働者による危険有害業務が行われているか、当該地域・業種における専門的家内労働者・内職的家内労働者はどのような割合か等は、災害防止対策の検討等のために重要な情報であるため、それを把握することができるよう、委託状況届の様式を工夫する。

<内容>

- 例えば岡山県では、通常の委託状況届の様式の「附表」として、以下の記入も求めており、これらを参考に様式の変更内容を検討する。
(http://okayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0110/4083/yousiki_itaku2_kisairei.pdf)
 - 危険有害業務の種類ごとの、従事する家内労働者数・具体的業務名
 - 委託業務の内容ごとの、専門的家内労働者数・内職的家内労働者数等の内訳

3. 委託者、家内労働者、事業主団体等以外の主体の役割の検討

方策(10) 委託者、家内労働者、事業主団体等以外の主体の役割検討

→課題との対応：(3)

<概要>

- 委託者、家内労働者、事業主団体等以外の民間の主体が、家内労働者の災害防止について役割を担える余地がないかを検討する。(例えば、最終製品の製造事業者が、製品の原材料として、より危険有害性の少ないものを使用するよう指定する等)
- 企業の社会的責任が重視されている今日、最終製品の製造事業者にとっても、自社製品の部品等の製造に家内労働者が携わっている場合、当該家内労働者が劣悪な条件で作業していたとすれば好ましいことではない。そのような観点から、家内労働者が製造に携わる部品等を組み込んだ最終製品の製造事業者から、その製造事業者へ納入する事業者、さらにその先へと順次、家内労働者の安全衛生対策の重要性を啓発する仕組みが構築できないかを検討することも考えられる。

<検討手順>

- ① 家内労働者が製造する製品のサプライチェーンや、委託者のステークホルダーの実態を調査する。
- ② 上記の調査結果から、委託者、家内労働者、事業主団体等以外の民間の主体を特定し、委託者や家内労働者への関与の可能性をヒアリングする。
- ③ 上記のヒアリング結果をもとに、家内労働者の災害防止について役割を担える主体と、その役割について検討する。

4. 危険有害性が相対的に高い地域・業種・作業への対応検討

方策(11) 危険有害性が相対的に高い地域・業種・作業への対応検討

→課題との対応：(4)

<概要>

- 家内労働における危険有害性は、地域・業種によって差が生じると考えられる。危険有害性が相対的に高い作業に従事する家内労働者が多い地域・業種を特定し、その地域・業種に応じた対応を検討する。

<検討手順>

- ① 都道府県労働局に提出された死傷病届を集計して、地域・業種ごとの年千人率を算出し、危険有害性が相対的に高い作業に従事する家内労働者が多い地域・業種を特定する。
- ② 上記で特定された、危険有害性が相対的に高い作業に従事する家内労働者が多い地域・業種の死傷病届を分析し、死傷病に至った原因として多いもの、特徴的なものを洗い出す。あわせて死傷病を負った家内労働者に対して、原因究明の観点でヒアリングを行う。
- ③ 上記①で特定された、危険有害性が相対的に高い作業に従事する家内労働者が多い地域・業種の委託者、家内労働者を調査し、対策事例を収集するとともに、専門家において有効な対策を検討する。
- ④ 上記の有効な対策を、上記①で特定された、危険有害性が相対的に高い作業に従事する家内労働者が多い地域・業種の委託者、家内労働者に周知する。

5. その他の方策

方策(12) 家内労働者、委託者に対する相談窓口の開設

→課題との対応：(1)

<概要>

- 家内労働者、委託者の災害防止に関する知識の向上に資するため、家内労働法その他の安全衛生に関する質問・相談を受ける窓口を設置する。

<対象者>

- 家内労働者
- 委託者

<相談窓口の運営者>

- 都道府県労働局（労働基準監督署、家内労働安全衛生指導員）

<広報方法>

- 方策(1)の広報資料に、相談窓口の内容、連絡先等を掲載する。

方策(13) 家内労働の災害防止活動に係る優良委託者、事業主団体等の表彰

→課題との対応：(2), (3)

<概要>

- 委託者および家内労働者の安全意識の醸成のために、家内労働者の安全衛生の改善向上、災害防止に関して優れた取組みを行っている委託者、委託者や家内労働者が加入する団体に対して、国等による表彰を行う。

<対象者>

- 委託者
- 事業主団体